

本報告書の利用にあたっては、プライバシー
に配慮した取扱いをお願いします。

児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成22年2月 3歳児死亡事例)

平成22年9月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

目 次

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 本事例の概要	1
4 家庭の状況	1
5 事例の経過（福岡市における関与）	2
6 調査による事実関係	3
7 本事例の分析	4
8 提言（今後の課題）	4

（参考資料）福岡市における相談体制と検証体制等

ア 児童相談所における相談体制	5
イ 区役所保健福祉センターにおける相談体制	5
ウ 検証体制等	7

1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている（児童虐待防止法第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

2 検証の方法

本市における検証組織として、児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒヤリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行うこととしている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国（厚生労働省）等に公表することとしている。

3 本事例の概要

平成22年2月、継父が、娘が動かなくなっていると隣人に119番通報を依頼。駆けつけた救急隊がぐったりしている3歳女児を病院へ搬送したが死亡が確認された。女児には全身に暴行を受けたようなあざがあった。

警察は継父を傷害致死容疑で逮捕。継父は「おねしょやおもらしをするので腹が立つて蹴ったりたたいたりした。」と容疑を認めている。

起訴状によると、継父は、自宅マンションで本児の顔を平手で2回殴り、脳に傷を負わせ、2日後の夜に脳の損傷による内出血などで死亡させたとされる。

本事例は、平成22年8月福岡地裁にて懲役7年の判決が出されている。

4 家庭の状況

親子4人世帯（年齢は事件当時）

継父	21歳	無職
母	21歳	
本児	3歳	
異父弟	8ヶ月	

5 事例の経過（福岡市における関与）

平成19年

9月頃 母及び本児、福岡市A区へ転入。

平成20年

4月12日 母及び本児、市内B区に転居。

5月 本児の1歳6か月健診の案内をするが未受診。

平成21年

2月26日 継父、C県D市から福岡市E区に転入。

3月 3日 母及び本児、市内B区から継父宅に転入。

4月 8日 母、第2子妊娠による母子健康手帳交付のため継父とE区保健所に来所。出産予定日は6月8日。31週2日で妊娠婦検診未受診。

5月 19日 母、継父と婚姻。

6月 8日 异父弟出生。

9月 6日 「すこやか赤ちゃん訪問事業」で民生委員が訪問するが、居住者がインターホンで「前の居住者は転居した。」と答えた。

16日 F病院から異父弟の虐待通告をこども総合相談センターが受理。

[通告内容]

本日17時に生後3か月の異父弟が大腿骨骨折で受診した。

継父が、昼頃オムツ交換をしていた時に変な音がして痛そうにしていたのでG病院を受診ところ、F病院を紹介されたもの。

体重5,286g（標準6,708g）でやや少なめ。

同日 F病院にて、こども総合相談センター職員が継父、母と面接。

24日 法医学専門医に異父弟の骨折の原因について鑑定依頼。

同日 異父弟の4か月健診（10月実施）の案内ハガキが不着で戻る。

10月 6日 こども総合相談センター職員がF病院を訪問し、継父と面接。

本児は母方実家（C県）で生活しているとのこと。

14日 F病院からこども総合相談センターへ電話連絡。

10月7日から、異父弟に付き添っていた継父が外出したまま帰院しない。連絡が取れない状態のため、病院としては、来週中にどうにかしてほしいとの相談がある。

19日 こども総合相談センター職員が家庭訪問。不在のため応答なし。

21日 こども総合相談センターが放任虐待として再受理。

22日 こども総合相談センター職員が家庭訪問。不在のため応答なし。

24日 こども総合相談センター職員がF病院にて異父弟を一時保護し、乳児院に一時保護委託開始。

11月 12日 継父、母及び本児が、こども総合相談センターへ来所。乳児院にてこども総合相談センター職員とともに異父弟と面会。

19日 异父弟の乳児院に入所措置について同意を得るが、これ以降、継父と連絡が取れない状況が続く。

11月 末 本児の3歳児健診案内封書が不着で戻る。

平成22年

2月 隣人が119番通報。救急隊が本児を病院へ搬送したが死亡が確認される。

6 調査による事実関係

- (1) 異父弟の虐待通告について主治医から聴取したところ、F病院には継父のみで連れてきており、オムツ交換時にゴキッという音がしたので病院にきたとのことであった。異父弟の体に傷アザはなかった。また、体は清潔で、オムツかぶれもなく衣服も清潔であり、発達に問題はないとのことであった。
- (2) 異父弟の骨折の原因についての法医学専門医の鑑定結果は、大腿骨中央のねじれ骨折であり、故意にねじった場合、股関節の脱臼、筋肉の損傷、骨膜の損傷も起きるが、骨だけがねじれて折れた状況である。異父弟が寝返りをして、それを無理に押さえつけたことが考えられ、オムツを替えるときに寝返りを押さえて替えたら起こる可能性はあるとのことであった。
- (3) 鑑定結果等から、こども総合相談センターでは、異父弟の骨折は虐待によるものではないと考え、直接児童に危害を加えるような問題はないが、養育の未熟さや乱暴さが懸念される家庭であると判断した。
- (4) しかし、異父弟をF病院に預けたまま連絡が途絶える状況や住所が定まらないことから、何らかの問題を抱えた家族であり、養護上の問題が生じる家庭ではないかと考えていた。結果的に、異父弟については、10月21日放任虐待として受理し、職権保護した。
- (5) 本児については、継父と再婚するまでは母が養育し、再婚後は母方実家に預けられていたとのことであった。その後、本児は継父らと同居することとなったが、こども総合相談センターによると、母とともに来所した時の本児の様子は、継父によく懐いており、継父も優しく声かけしながら上手に対応していた。また、特に心配な傷やアザはなかった。そのため、本児については特に心配していなかった。
- (6) 異父弟について、妊婦健診未受診、妊娠届出の遅れ、転居を繰り返し、すこやか赤ちゃん訪問で会えていないこと、本児の3歳児健診不着であること、など母子保健サイドのハイリスクの状況にあった。
- (7) 裁判の中で、継父は小さい頃からDV家庭の中で体罰を受けながら育ち、父や義兄からの厳しい身体虐待の中で育ったことがわかったが、継父のこの生育歴は、事前にこども総合相談センターが知ることはなかった。

7 本事例の分析

- (1) 母は仕事で留守が多く、無職の継父が主に本児の育児を担当していた。継父は母の連れ子である本児を中途から養育することになったが、もともと養育については未熟であり、頼るべき親族や知人もいない地で行政機関等に相談することもなく今回の事件は発生した。裁判の中でわかったことであるが、継父には重篤な被虐待歴があり、このことも今回の事件発生の大きな要因であった。
- (2) 本児自身についての虐待通告はなかったが、本事例は、世帯として捉えると多数のリスク要因（子連れの再婚家庭、転居を繰り返す家庭、父の無職、若年出産、後期妊娠届出、乳幼児健診未受診等）があり、要支援家庭と捉えるべきであった。
- (3) こども総合相談センターでは異父弟の養護問題の対応のみに終始し、本児についての乳幼児検診未受診や中途養育などのリスク要因を把握していたものの、将来にわたるリスクアセスメントが十分に行われず、家族に関する調査や本児の生育歴についての調査がなされていなかった。区保健福祉センターも本児と異父弟が姉弟であるとの認識はなく、こども総合相談センターと積極的に連携を行い情報を共有する等のリスクアセスメントが十分でなかった。

8 提言（今後の課題）

本事例については、現時点で判明したことを踏まえ、福岡市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

(1) アセスメント力の向上

多数のリスク要因（子連れの再婚家庭、転居を繰り返す家庭、父の無職、若年出産、後期妊娠届出、乳幼児健診未受診等）があり、かつ要支援家庭と考えられる場合は、将来児童に危害が加えられる可能性を評価するアセスメント力が求められるが、こども総合相談センターや保健福祉センターのみならず、子育て支援に関わるすべての援助者についても、リスク要因を念頭に置いた対応が求められる。

※ アセスメント：心身、環境面の評価、その後の措置等を行うための見立て。

(2) こども総合相談センターと区保健福祉センターの情報共有と連携

要支援家庭であるかどうかの判断を正確に行うためにも、区保健福祉センターとこども総合相談センターは、それぞれが把握しているリスク要因を情報共有した上でリスクアセスメントを行うとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、積極的に連携して支援にあたることが必要である。

(参考資料) 福岡市における相談体制及び検証体制等

ア 児童相談所における相談体制

児童相談所は、こども未来局こども総合相談センターこども支援課、こども相談課及びこども緊急支援課をもって構成し、主な担当は次のとおり。

こども総合相談センター

○こども支援課

- ・養護相談（保護者の病気、家出、放任、虐待等）
- ・非行相談（家出、不良交友、窃盗、暴行傷害等）
- ・障がい相談（精神遅滞、肢体不自由等障がいに関する相談）
- ・育成相談（落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけ等）

○こども相談課

- ・センターの相談窓口（24時間電話相談）
- ・虐待相談における親と子の養育支援事業
- ・一時保護所の運営
- ・児童の心理診断・心理ケア
- ・福祉施策に関する判定業務

○こども緊急支援課

- ・児童虐待防止事業の推進（法的対応機能強化事業、育児支援家庭訪問事業）
- ・児童虐待の初期介入と調査
- ・関係機関とのネットワークの強化

イ 区役所保健福祉センターにおける相談体制

福祉事務所は、区役所保健福祉センター福祉・介護保険課、子育て支援課及び保護課をもって構成し、保健所は、区役所保健福祉センター健康課、地域保健福祉課及び衛生課をもって構成する。こどもと母親、妊娠婦等に関する福祉、保健事業は次のとおり。

福祉事務所

○福祉・介護保険課

身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・障害者自立支援法関係事務、援護事務

○子育て支援課

- ・保育所入退所
 - ・各種手当の支給（子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当（障がい児）、災害児手当、第三子優遇事業）
 - ・子育て相談（育児、しつけ等）
 - ・児童虐待の防止等に関すること
 - ・母子家庭等自立支援
- 子どもの虐待に関する相談、児童相談、区要保護児童支援地域協議会運営、
すこやか赤ちゃん訪問事業、子どもプラザ施設運営管理等

[家庭児童相談室（こども相談係）]

専門の相談員が児童の養育など家庭内のさまざまな問題についての相談を受け、支援を行う。

相談内容

- 1 児童の家庭での養育や生活上の問題、虐待などの相談
- 2 児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設等）への入所のための相談
- 3 ひとり親家庭、寡婦家庭の生活や自立のための相談

保 健 所

○健康課

- ・母性及び乳幼児の保健に関すること。

母子訪問指導、マタニティスクール、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室、予防接種、妊娠婦・乳幼児の家庭訪問、医療の公費負担制度（養育、育成、小児慢性特定疾患等の医療給付）

- ・精神保健福祉に関すること。

○地域保健福祉課

- ・保健及び福祉に関する相談に関すること（子育て支援課所管を除く。）。

- ・訪問指導に関すること。

母子訪問指導、母子巡回健康相談、妊娠婦・乳幼児の家庭訪問、地域での育児講座、子育てサロン・サークルへの支援等

ウ 検証体制等

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

【所管事項】

- (1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。

- (2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること

児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

【委員】

(五十音順)

安部 計彦	西南学院大学准教授（人間科学部社会福祉学科）
田中 里美	福岡県弁護士会代表
○ 針塚 進	九州大学大学院教授（人間環境学研究院）
平田 伸子	九州大学大学院教授（医学研究院保健学部門）
山口 昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師（精神科）

○ 部会長

平成22年2月児童虐待死亡事例の検証

平成22年度第2回 事実確認及び検証協議（平成22年6月18日）

- (1) 事実確認に関する資料の説明
(2) 検証協議

平成22年度第3回 検証協議（平成22年7月14日）

- (1) 事例分析
(2) 提言協議

福岡市こども未来局こども部こども家庭課
〒810-8620
福岡市中央区天神 1-8-1
TEL 092-711-4238 (直通)
FAX 092-733-5534
E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp

